

ごみ焼却処理施設の大規模改修工事 Q & A

どうしてごみ焼却施設の工事をするの？

ごみ焼却処理施設は平成元年11月に稼働してから**約24年ごみを燃やし続けており**、たいへん老朽化が進んでいます。近年は処理能力が低下して、**このままだとごみの焼却ができなくおそれがあります**。そのため、循環型社会形成推進地域計画や長寿命化計画に基づいて工事を行います。

いつまでどんな工事をするの？ 工事をするとどのくらい延命できるの？

工事期間は平成25年9月から平成28年3月までを予定しています。
焼却炉の基幹的設備の改良を主な内容とした大規模改修工事をして、あと15年間はこの施設を使えるように延命化を図ります。

工事はいくらかかるの？ 工事をする業者はどこ？

7月25日に事後審査方式の一般競争入札を行い、**25億7250万円**で荏原環境プラント(株)営業本部と仮契約を結びました。

工事期間中のごみはどうなるの？

25年度中に焼却施設を停止することはありません。本格的な工事は26年度と27年度のそれぞれ約3ヶ月間を予定しています（具体的な工事期間については決まりました、ごみ減量トレンディ等に掲載します）。
その間、ごみは近隣の市町や民間の焼却処理施設にお願いをして、**お金を払ってごみを燃やしてもらう**こととなります。
ごみの外部搬出処理費用を出来るだけ抑えるためには、市民の皆さんのなお一層の**ごみ減量化への取組みと、資源化に対するご協力が必要です**。

三島市清掃センターごみ焼却処理施設 基幹的設備整備工事の予定表

| | |
|--------|--|
| 平成25年度 | H25年.9月 工事請負契約 実施設計・機器工場製作 |
| 平成26年度 | 1炉または2炉 焼却停止（約3ヶ月） <ul style="list-style-type: none"> ・既設機器撤去 ・新規機器据付 ・性能試験 |
| 平成27年度 | 1炉または2炉 焼却停止（約3ヶ月） <ul style="list-style-type: none"> ・既設機器撤去 ・新規機器据付 ・性能試験 H28年.2月 総合性能試験 |

工事期間中に清掃センターに ごみの持ち込みはできるの？

基本的に受け入れをできるように考えていますが、**工事の進み具合によっては、受け入れができなくなる**こともあります。
どうしても持ち込みしなければならないもの以外は、**できるだけ工事期間には持ち込まないようお願いします**。
工事をスムーズに完了するためには皆さんのご協力が必要です。



発 行 者

〒411-0000 三島市字賀茂之洞4703番地94 三島市環境市民部生活環境課(清掃センター)
TEL:971-8993 FAX:971-8994 メール:seikan@city.mishima.shizuoka.jp
ウェブサイト:市トップページ <http://www.city.mishima.shizuoka.jp/> から「くらし・手続き」へ